

浜松市告示第 270 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等による協議の結果を取りまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 31 日

浜松市長 鈴木 康友

記

1 協議の内容

・浜松市人・農地プラン（23 地区）

富塚和合・入野・神久呂、雄踏、伊佐見、和地・花川、庄内、
篠原・舞阪・新津可美・江西、河輪・五島・白脇、芳川・飯田、
笠井・中ノ町、長上・積志・和田、浜名、北浜、中瀬、赤佐、
鹿玉、三方原、都田、細江、引佐、三ヶ日、天竜・龍山、春野、
佐久間・水窪

2 協議の結果を取りまとめた年月日

・令和 5 年 3 月 24 日

3 浜松市人・農地プランの公表場所

・浜松市産業部農業振興課

浜松市の人・農地プランの实质化について

～主役は農業者！農業者が活躍できる場をいかに創り出すか～

1. 人・農地プランの進め方

- ・浜松市は広さ 15 万 ha(全国第 2 位)
- ・山、海、川、湖、台地、都市と多彩な地域があり国土縮図型都市
- ・農家数：約 12,000 戸、認定農業者：約 1,200 名



様々な農業環境

●実施方針

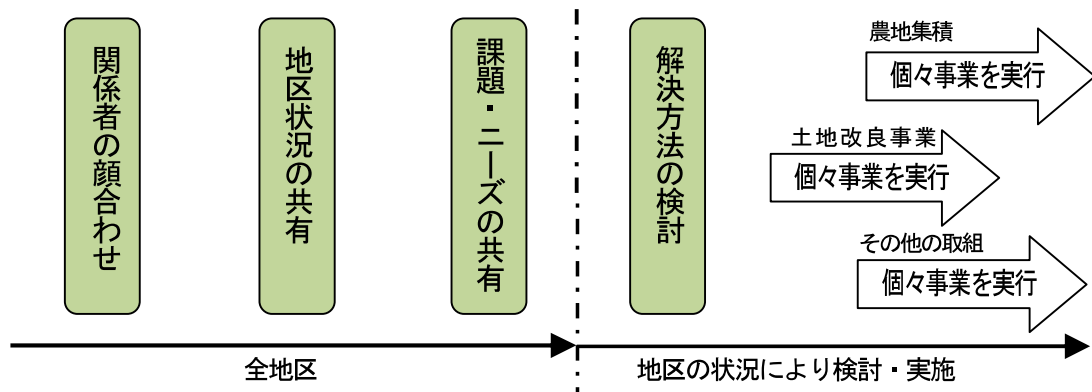
- ・地域毎の農業状況は大きく異なるため、地域の実情にあわせて考えていく必要がある。
⇒市街化区域を除く連合自治会区(37名の推進委員担当地区)をベースに、
農業環境の類似性や農地の連続性を加味し、**市域を 23 地区に分けて、市全域で実施**

●実施体制

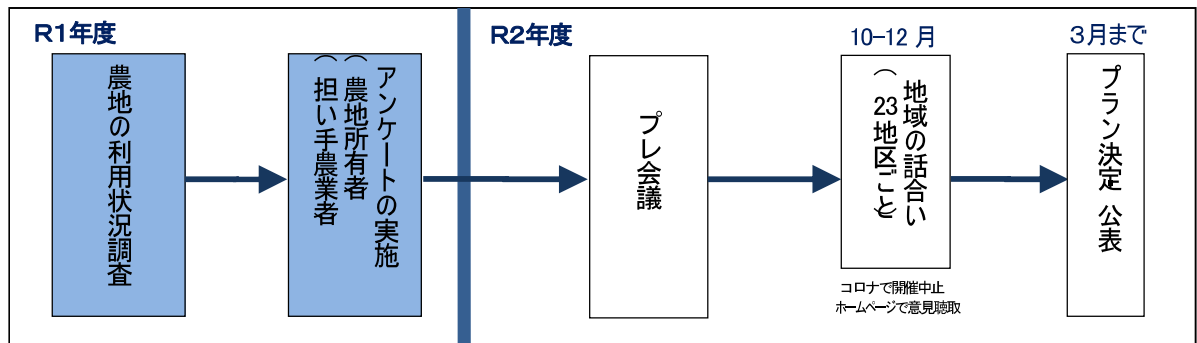
「**農業委員会**」と「**認定農業者協議会**」がタッグ ←農協・土地改良区・縣市等の協力

●長期的な進め方

- ・地域の事を知っているようで知らない。立場によって考えや思いが異なる。**事実の共有が重要**



●スケジュール(令和 1～2 年度)



2. アンケート調査(R1 年度実施) …地域の実態を知るため 2 種類のアンケート調査を実施

①農地所有者アンケート

<調査項目>

耕作者・管理者の有無、年齢層	後継者の有無	農地の拡大縮小意向
----------------	--------	-----------

・1,000 m²以上の農地所有・借地している 17,500 戸に発送 → **14,245 通回収(回収率 81%)**

②担い手農業者アンケート (地区にどんな担い手農業者がいて、どんな意向なのかを探る。)

- ・認定農業者、認定新規就農者を担い手農業者として位置づけし、経営状況や将来展望を調査

<調査項目>

営農類型	耕作面積(田畑別)	農業販売額
経営主年齢層・後継者有無	耕作面積の拡大縮小意向	経営課題、興味のある施策

・全認定農業者、認定新規就農者 1,207 名に発送 → **1,117 通回収(回収率 93%)**

③アンケート結果を地区毎にレポート化、地図化



事実共有のためデータの見える化

人・農地プラン 地区レポート(雑踏)

1. 地域の思い(手・農業者の状況)

地域の思い(年)

プラン希望希望希望する希望しない回答なし

2. 農業者について

(1) 経営者・役員・労働者について

(2) 労働力

(3) 経営者・役員・労働者について

(4) 農業所得

(5) 農業所得

(6) 農業所得

(7) 農業所得

(8) 農業所得

(9) 農業所得

(10) 農業所得

(11) 農業所得

(12) 農業所得

(13) 農業所得

(14) 農業所得

(15) 農業所得

(16) 農業所得

(17) 農業所得

(18) 農業所得

(19) 農業所得

(20) 農業所得

(21) 農業所得

(22) 農業所得

(23) 農業所得

(24) 農業所得

(25) 農業所得

(26) 農業所得

(27) 農業所得

(28) 農業所得

(29) 農業所得

(30) 農業所得

(31) 農業所得

(32) 農業所得

(33) 農業所得

(34) 農業所得

(35) 農業所得

(36) 農業所得

(37) 農業所得

(38) 農業所得

(39) 農業所得

(40) 農業所得

(41) 農業所得

(42) 農業所得

(43) 農業所得

(44) 農業所得

(45) 農業所得

(46) 農業所得

(47) 農業所得

(48) 農業所得

(49) 農業所得

(50) 農業所得

(51) 農業所得

(52) 農業所得

(53) 農業所得

(54) 農業所得

(55) 農業所得

(56) 農業所得

(57) 農業所得

(58) 農業所得

(59) 農業所得

(60) 農業所得

(61) 農業所得

(62) 農業所得

(63) 農業所得

(64) 農業所得

(65) 農業所得

(66) 農業所得

(67) 農業所得

(68) 農業所得

(69) 農業所得

(70) 農業所得

(71) 農業所得

(72) 農業所得

(73) 農業所得

(74) 農業所得

(75) 農業所得

(76) 農業所得

(77) 農業所得

(78) 農業所得

(79) 農業所得

(80) 農業所得

(81) 農業所得

(82) 農業所得

(83) 農業所得

(84) 農業所得

(85) 農業所得

(86) 農業所得

(87) 農業所得

(88) 農業所得

(89) 農業所得

(90) 農業所得

(91) 農業所得

(92) 農業所得

(93) 農業所得

(94) 農業所得

(95) 農業所得

(96) 農業所得

(97) 農業所得

(98) 農業所得

(99) 農業所得

(100) 農業所得

はまゆう大橋

はまゆうトンネル

六間川

雑踏パーク

つるが丘団地

農地利用図

3. プレ会議(R2.8 開催) ※プレ=試し、練習 (いきなり話し合いの開催は無理!)

- ・委員、役員等の地区の主要メンバーが「地区の状況」「話し合いの進め方」を理解する事が目的
- ⇒建設的な話し合いには、ルールや進め方を決めることが重要 (会議ファシリテータ普及協会方式を参考)

話し合いのルール

- 全員発言ができる
- 他の意見を聞き自分の考えを深める
- 相手の発言を聞き入れて、受け止める
- 地域全体の課題を見つける
- 農業者自らがつくりあげる

- ×一部の人や声の大きい人しか発言しない
- ×自分の意見を主張する、人の話を聞かない
- ×発言を否定する
- ×特定の個人や団体を批判する
- ×事務局に説明や弁明を求める

<話し合いのルール>



話し合いの進め方

- 説明を聞く (5分)
 - ・市職員が地図とアンケート結果の内容について説明
- メモを書く (5分)
 - ・説明を聞いて気付いたこと
 - ・地図とアンケートを見て思ったこと
 - ・なんでもよい、思いついたことを、できるだけたくさん
- 共有する (10分)
 - ・グループ内で閲覧
 - ・他の人のメモを見て新たに気付いたことを手元にメモ
- 意見交換 (20分)
 - ・共通テーマ「地域農業の課題や必要と思うこと」について

* 1人2分

<話し合いの進め方>

4. 地域の話合い(23 地区ごとに開催)

【予定】

- ・10～12月にプレ会議の方法を踏襲し、23地区ごとに一般農業者等も参加し、話し合いを開催

コロナ禍

【代替措置】

- ・人・農地プラン専用のホームページの立ち上げ
(地区レポート、農地利用図、提出されている意見等の公開、意見提出フォームの整備)
- ・意見募集の周知(全認定農業者などに郵送通知)
- ・ホームページ、意見用紙により意見徴収(12～1月) → 1,341意見が提出された

地区	意見数	地区	意見数
富塚和合・入野・神久呂	70	中瀬	56
雄踏	87	赤佐	30
伊佐見	42	亀玉	46
和地・花川	42	三方原	78
庄内	72	都田	97
舞阪篠原・新津可美・江西	66	細江	64
河輪・五島・白脇	65	引佐	66
芳川・飯田・和田	41	二ヶ日	80
笠井・中ノ町	45	天竜・龍山	59
長上・積志	70	春野	59
浜名	35	佐久間・水窪	26
北浜	45	計	1,341

5. プランの構成(23地区ごとに作成)

- プラン
- 出された意見
- 担い手一覧(農業者名・営農形態・営農類型・農地利用意向)※窓口閲覧のみ(ホームページには掲載しない)
- 地区レポート
- 農地利用図(担い手農業者の経営地等を表示)

6. まとめ

- ・専用ホームページの整備により、地区の農業情報や他者の意見を知ることは可能
- ・しかしホームページでは、情報が一方通行のため、意見の背景や意図を知ることができない。
→他者の意見への共感、気づき等に発展しにくい。

ヒザを突き合わせる「地域の話合い」の開催は重要

7. 今後の進め方

【毎年】

- ・夏以降に地域の話合いを開催(23地区ごと・毎年1回は必ず開催)
- ・可能な地区においては、適時、個別に地域の話合いを開催

⇒**プランの深化、具体化を進める**

【令和4年度】

- ・担い手アンケートの実施 ※3年に1回実施

⇒**地区レポートなどのリフレッシュ** (令和5年度以降の話合い用)